

地域包括ケアシステムの構築を目指す改正介護保険関連法が 6 月 15 日、参議院本会議で与野党の賛成多数で可決、成立した。厚生労働省は総合事業について、対象者像など一定の指針を示す方針。付帯決議は総合事業に関連して要支援者の意思を最大限尊重することなど 7 項目に上った。社会医療法人に特別養護老人ホームの設置を認める規定は 5 月の衆院審議の結果、削除された。施行は 2012 年 4 月 1 日。

総合事業は市町村の判断で導入されるもの。予防だけでなく配食や見守りなどを含む総合的なサービスで、地域支援事業に位置付けられる。財源には 65 歳未満が納める 2 号保険料も投入される。

要支援・要介護状態になる前の人だけでなく要支援の人でも対象になりうることから、予防給付の訪問介護などを利用できなくなるのではないかという疑

念が繰り返し指摘されていた。

政府は要支援者には予防給付の受給権があるとしても、予防給付と総合事業のどちらを利用するかについては「利用者の意思を尊重しつつ、市町村、地域包括支援センターによるケアマネジメントを経て市町村が決める」としている。

これに対し共産・社民両党は、市町村によって対応にバラツキが出ることなどを懸念して反発。政府は利用者本人の意思に反して総合事業を強制することはなく、同じ内容のサービスでなければ予防給付と総合事業の両方を利用できることを説明した。

また、総合事業を利用する対象者像について指針を示すこと、サービスの提供主体に対しては衛生管理、事故発生時の対応、利用者保護など順守すべき必要事項を厚労省令で示すことも明らかにした。

(福祉新聞・2533 号 2011 年 6 月 27 日)